

見附市介護・障害福祉施設等運営支援金交付対象事業一覧

【注】介護保険サービス、障害福祉サービス両方を運営する事業者において、同様のサービスを提供している場合は、介護保険サービスのみを対象とする。

別表 1（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）

介護区分		施設またはサービス、定員種別		1 事業あたりの支援金の額
1		訪問介護（※ 1）、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、介護予防支援		25,000円
2	(1)	通所介護（※ 2）、通所リハビリテーション、	定員9人以下	30,000円
	(2)	地域密着型通所介護（※ 3）、認知症対応型通	定員18人以下	50,000円
	(3)	所介護、小規模多機能型居宅介護（※ 4）、看	定員29人以下	100,000円
	(4)	護小規模多機能型居宅介護（※ 4）	定員59人以下	150,000円
	(5)		定員60人以上	200,000円
3	(1)	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護	定員9人以下	45,000円
	(2)	医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着	定員18人以下	75,000円
	(3)	型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密	定員29人以下	150,000円
	(4)	着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型	定員59人以下	225,000円
	(5)	共同生活介護、短期入所生活介護（※ 5）、短	定員60人以上	300,000円
		期入所療養介護		

※ 別表 1 には、介護予防サービスを含む。

※ 1 「訪問介護（※ 1）」には、介護予防・日常生活支援総合事業における「訪問型サービス」の指定を受けたものを含み、両方の指定を受けている事業所は、訪問介護分のみを申請する。

※ 2 「通所介護（※ 2）」には、介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」の指定を受けたものを含み、両方の指定を受けている場合の定員は、「通所介護」事業分のみを申請する。

※ 3 「地域密着型通所介護（※ 3）」には、介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」の指定を受けたものを含み、両方の指定を受けている場合の定員は、「地域密着型通所介護」事業分のみを申請する。

※ 4 「小規模多機能型居宅介護（※ 4）」、「看護小規模多機能型居宅介護（※ 4）」の定員は、登録定員の数とする。

※ 5 「短期入所生活介護（※ 5）」は、空床利用型短期入所を除く。

別表 2 (第 2 条、第 3 条、第 4 条関係)

障害 区分		施設またはサービス、定員種別		1 事業あたりの 支援金の額
1		居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、計画相談支援、 障害児相談支援、保育所等訪問支援		25,000円
2	(1)	自立訓練、生活介護、就労移行支援、就労継 続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労選択支 援、児童発達支援、放課後等デイサービス	定員10人以下	30,000円
	(2)		定員20人以下	50,000円
	(3)		定員30人以下	100,000円
	(4)		定員40人以下	150,000円
	(5)		定員41人以上	200,000円
3	(1)	施設入所支援、共同生活援助、短期入所	定員10人以下	45,000円
	(2)		定員20人以下	75,000円
	(3)		定員30人以下	150,000円
	(4)		定員40人以下	225,000円
	(5)		定員41人以上	300,000円

※ 「障害区分 1」に掲げる複数のサービスに係る事業を同一事業所で行っている場合には、一の事業とみなす。

※ 「障害区分 2」に掲げる複数のサービスに係る事業を同一事業所で行っている場合は、多機能型事業所とし、定員はそれぞれのサービスの合計人数とする。

※ 共生型サービス及び基準該当サービスは対象外とする。

※ 別表 1「介護区分 1」に掲げるサービスと別表 2「障害区分 1」に掲げるサービスを同一事業所で行っている場合には、一の事業とみなし、別表 1 の区分で申請する。